

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 行政書士法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告 示 国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- ◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正
- 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正
- ◇内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

## 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十九号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号)の一部を

次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

書簡類	種 別			単 位	報 酬 額
	縮 尺 図	見 取 図	略図等簡単なもの		
郵便はがき	一般 信 書	一 枚	一 枚	六〇円以内	
		一 枚	一 枚	一〇〇円以内	
		一 面	一 面	一五〇円以内	
		一 面	一 面	二五〇円以内	
		一 面	一 面	五〇〇円以内	
		一 枚	一 枚	一〇〇円以内	
		一 枚	一 枚	一六〇円以内	
		一 枚	一 枚	一三〇円以内	
		一 枚	一 枚	八〇円以内	

別表の備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 復写により同一の書類又は図面を二枚以上作成する場合においては、二枚目からの報酬額は、一枚につき前記報酬額の半額以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は昭和四十五年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに作成の依頼を受けた書類に係る報酬の額については、なお従前の例による。

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百九十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月二十六日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町 五三の三	全 国	昭和四十五年 五月一日
井 上 医 院	八頭郡用瀬町大字用 瀬四五七ノ六	"	"
谷 口 歯 科 医 院	" 河原町河原 五四の七	全 国 (兵庫、岡山 県は申出済)	"
谷 口 歯 科 医 院	鳥取市東品治町 八一の一	"	"

米川外科医院	米子市両三柳大沢 八八〇の一	全 国	"
熊谷歯科医院	鳥取市今町二丁目 九六	"	"
ノナカ医院	" 永楽温泉町 四〇一	"	"

#### 鳥取県告示第三百九十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月二十六日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一五〇八号	石 田 寿 一	昭和四十五年五月十一日

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第二十七号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月二十六日から施

行する。

昭和四十五年五月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第五の六の50を次のように改める。

50 " 六三三番先十字路 三 京橋東詰

別表第十の六中31を33とし、20から30までを2ずつ繰り下げ、22の前に21として次のように加える。

21 " 六四〇番一先 智頭石油前

別表第十の六中19を20とし、16から18までを1ずつ繰り下げ、15を次のように改める。

15 智頭町大字智頭官有無番先 京橋東詰南側

16 " 九七番二先 岡本方前

鳥取県公安委員会告示第二十八号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月二十六日から施行する。

昭和四十五年五月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

六十八	鳥取市松並町一丁目二八七番先交	定周期式
差点(三差路)		(一段式)

を

六十八	鳥取市松並町一丁目二八七番先交	定周期式
差点(三差路)		(一段式)
六十九	気高郡青谷町大字長和瀬一〇六番先及び東伯郡泊村大字小浜無番先(信号機設置場所の間隔二八〇メートル)	定周期式(交互式) 山本工業株式会社に設置及び管理を委任

に改める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止することを指示する。

昭和四十五年五月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江 原 勇

千代川 昭和四十五年六月一日から(引懸(ジロ)にあつては、六月二十日まで)

天神川 昭和四十五年六月一日から昭和四十五年六月二十日まで

日野川 昭和四十五年六月一日から昭和四十五年六月十三日まで